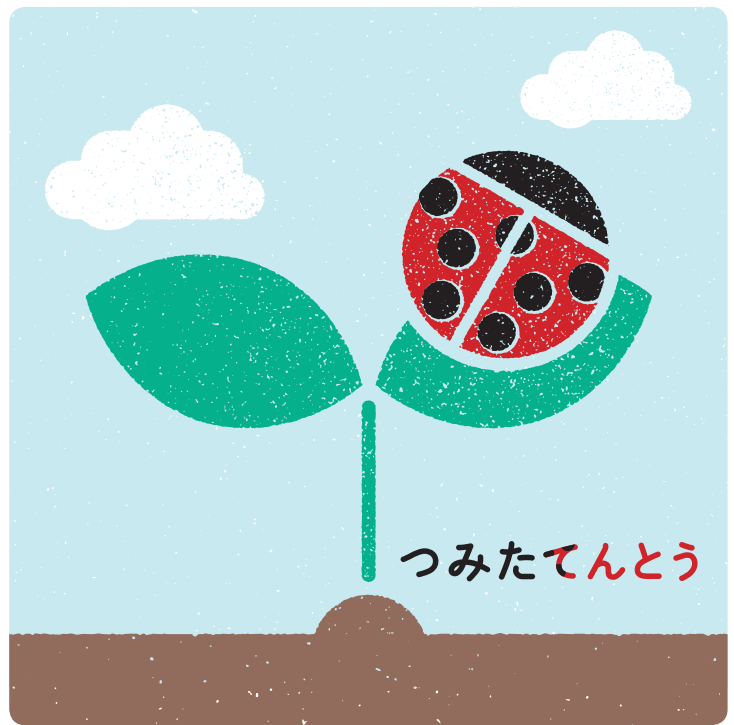


投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.03.25



※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。



つみたて新興国株式

追加型投信／海外／株式／インデックス型

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産	年1回	エマージング	ファミリーファンド	なし	その他(MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース))

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「つみたて新興国株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月24日に関東財務局長に提出しており、2024年9月25日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の
合計純資産総額

(2024年12月30日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufig.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

ファンドの目的・特色



ファンドの目的

新興国の株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

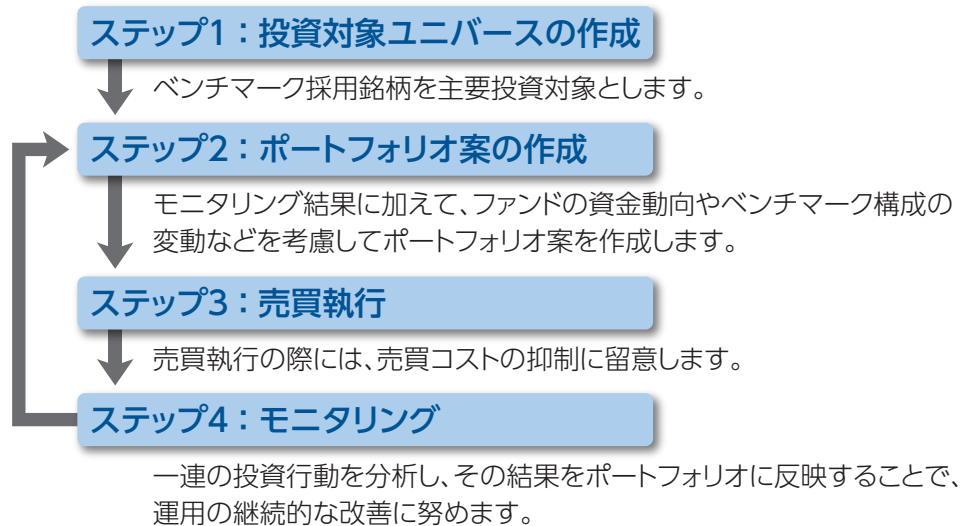
ファンドの特色

特色1

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

- MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。
- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

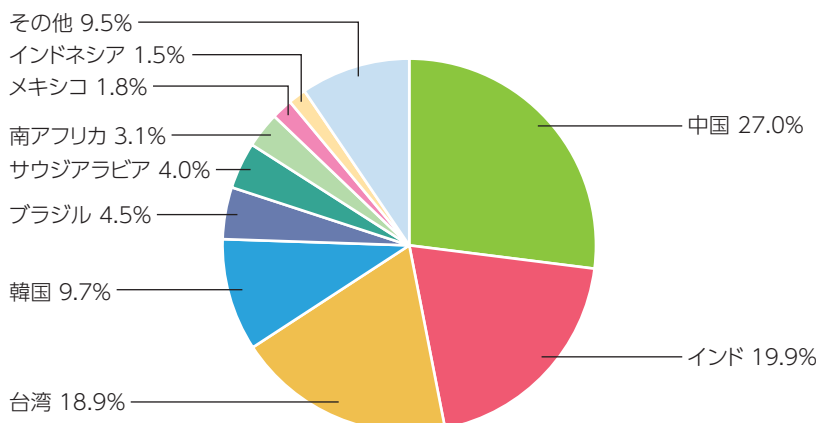
<運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufig.jp/investment_policy/fm.html)

<対象インデックスの国・地域別構成比率>



国・地域	(24カ国・地域)
中国	カタール
インド	ポーランド
台湾	クウェート
韓国	トルコ
ブラジル	フィリピン
サウジアラビア	ギリシャ
南アフリカ	チリ
メキシコ	ペルー
インドネシア	ハンガリー
マレーシア	チェコ
タイ	コロンビア
アラブ首長国連邦	エジプト

- ・四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならない場合があります。
- ・MSCI Inc.のデータを基に三菱UFJアセットマネジメント作成(2024年11月末現在)



主として対象インデックスに採用されている新興国の株式等(DR(預託証券)を含みます。)に投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

※実際の運用は新興国株式インデックスマザーファンドを通じて行います。

■ DR(預託証券)とは、Depository Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。



原則として、為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。



年1回の決算時(6月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

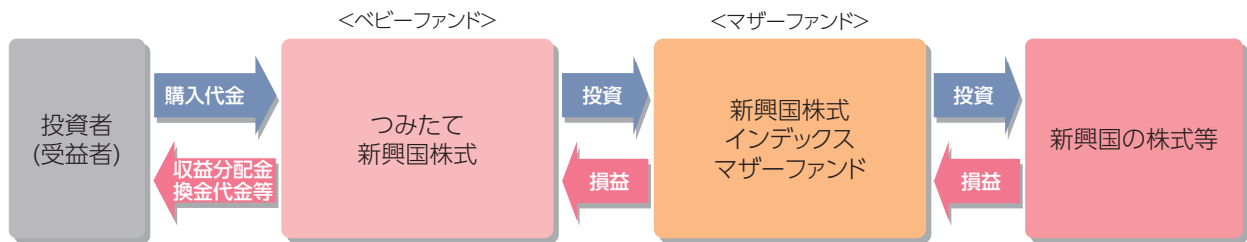
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

運用は主に新興国株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式等へ投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

■ MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。

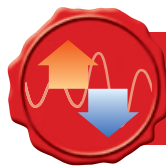
MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク



■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

カントリー・ リスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。



投資リスク



■その他の留意点

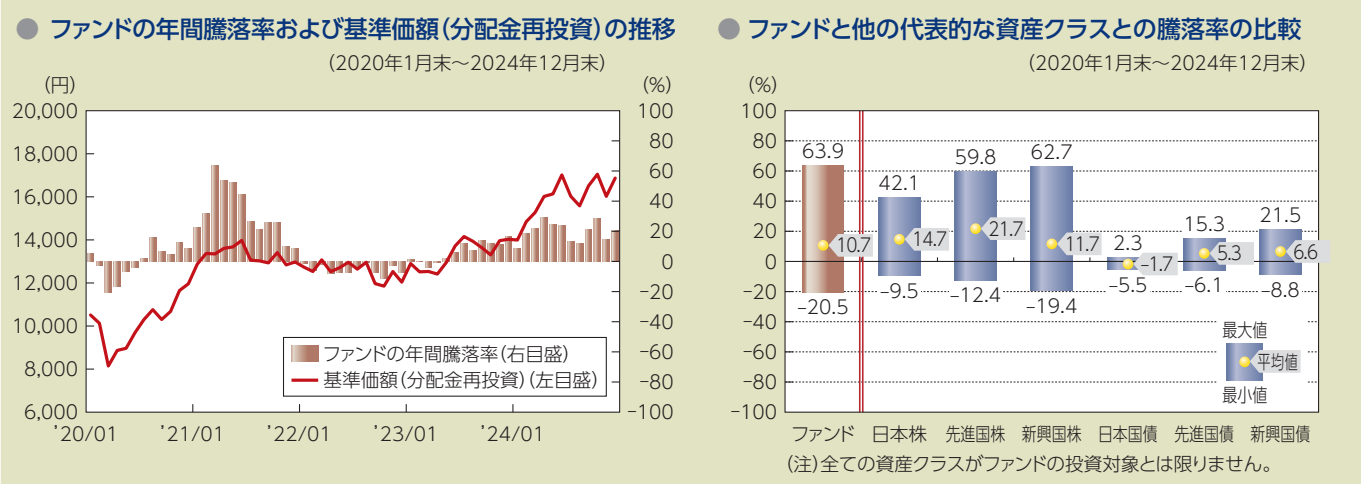
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものととして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



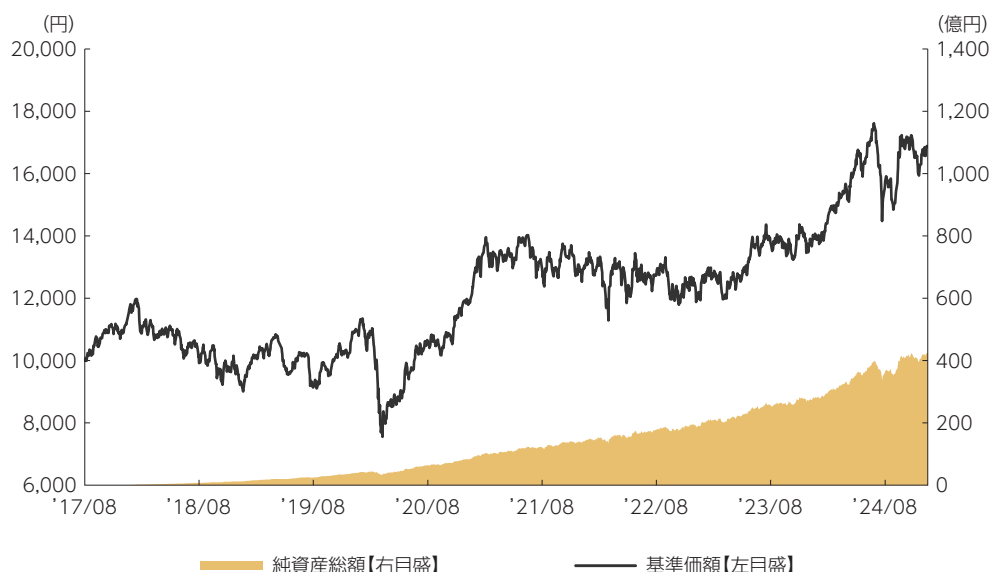
運用実績



2024年12月30日現在

基準価額・純資産の推移

2017年8月16日(設定日)～2024年12月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

基準価額・純資産

基準価額	16,872円
純資産総額	423.3億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

分配の推移

2024年 6月	0円
2023年 6月	0円
2022年 6月	0円
2021年 6月	0円
2020年 6月	0円
2019年 6月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万口当たり、税引前

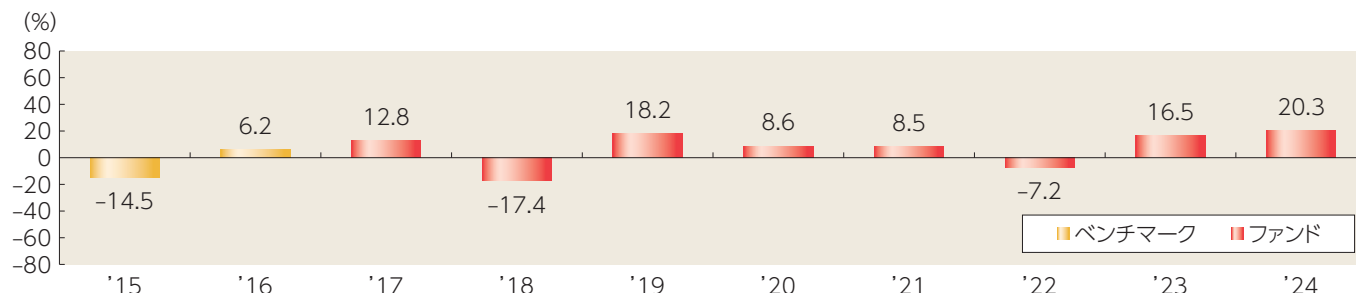
主要な資産の状況

組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 香港ドル	21.3%	1 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	台湾	10.4%
2 ニュー台湾ドル	19.4%	2 TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	香港	4.4%
3 インドルピー	19.3%	3 SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	韓国	2.2%
4 韓国ウォン	8.8%	4 ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	香港	2.2%
5 アメリカドル	4.8%	5 HDFC BANK LIMITED	銀行	インド	1.5%
6 中国元	4.1%	6 MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	香港	1.3%
7 サウジアラビアリアル	4.0%	7 RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	インド	1.1%
8 ブラジルレアル	3.6%	8 CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	香港	1.0%
9 南アフリカランド	2.9%	9 ICICI BANK LTD	銀行	インド	1.0%
10 メキシコペソ	1.8%	10 INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	インド	0.9%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	2.8%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2017年は8月16日(設定日)から年末までの収益率を表示
- 2016年以前はベンチマークの年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等



■お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
 申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、香港取引所、香港の銀行の休業日
	申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
	購入の申込期間	2024年9月25日から2025年9月24日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消することがあります。また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
 その他	信託期間	無期限（2017年8月16日設定）
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・対象インデックスが改廃されたとき ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年6月25日（休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。（分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。） 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	3,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ（ https://www.am.mufg.jp/ ）に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）およびつみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象です。 販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



</



税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2024年12月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2023年6月27日～2024年6月25日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.49%	0.37%	0.12%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



ツミタテントウは、
積立投資を応援するキャラクターです。



目論見書を読み解くガイド

https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

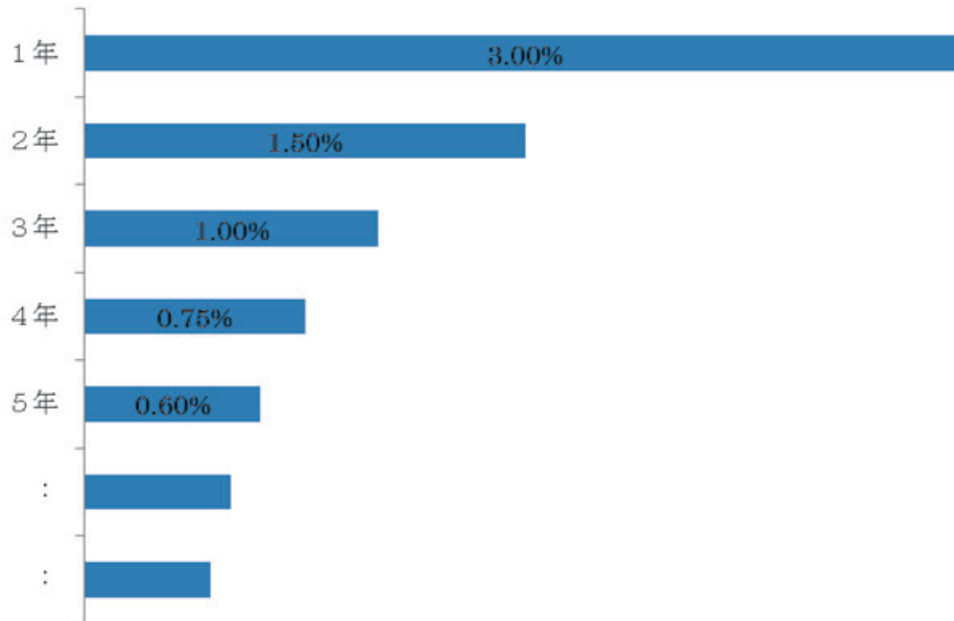
このページは、株式会社ゆうちょ銀行からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

投資信託の購入時手数料に関するご説明

■ 投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜き)の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率(税抜き)】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書等でご確認ください。

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

✓ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

投資信託のリスクについて

- ✓ 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ✓ 投資信託は預貯金と異なります。

投資信託の手数料などの諸費用について

- ✓ 購入時手数料（申込手数料）、運用管理費用（信託報酬）などお客さまにご負担いただきます諸経費の合計額、および種類毎の金額については、実際のお申込金額等に応じて異なる場合がありますので、事前に表示することができません。

投資信託のリスク、手数料などの諸費用については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

投資信託に係る金融商品取引契約の概要

当行は、投資信託の販売会社として、投資信託の募集の取り扱いおよび買取り、投資信託受益権に係る振替業ならびにこれらに付随する業務を行います。

なお、日本郵便株式会社は、当行の委託を受けて金融商品仲介業を行いますので、日本郵便株式会社でお受けした投資信託に関するお申し込みは、同社から当行に媒介されます。

登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく業務であり、当行においてファンドのお取引を行う場合は、次によります。

- ・ お取引に当っては、投資信託口座および振替決済口座を開設します。
- ・ お取引に係る購入代金および手数料その他の諸費用等は、当行所定の方法により、決済口座の現在高のうち購入代金等に充てる金額を指定する取り扱いをしたうえで、当行所定の日に払い戻します。
- ・ お取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客さまに送付します。

当行の苦情処理措置および紛争解決措置

当行の苦情処理措置および紛争解決措置においては、当行の加入する日本証券業協会から苦情の解決および紛争の解決のあつせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あつせん相談センター、または一般社団法人全国銀行協会の全国銀行協会相談室を利用することにより解決を図ります。

証券・金融商品あつせん相談センター		全国銀行協会相談室	
電話番号	0120-64-5005	電話番号	0570-017109 または03-5252-3772
受付時間	9:00～17:00 (土・日・休日、12/31～1/3を除く)	受付時間	9:00～17:00 (土・日・休日、12/31～1/3を除く)

当行の概要

商号等	株式会社ゆうちょ銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第611号
本店所在地	〒100-8996 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
加入協会	日本証券業協会
資本金	3兆5,000億円
主な事業	銀行業務、登録金融機関業務
設立年月日	平成19年10月1日
対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
連絡先	投資信託コールセンター（電話番号0800-800-4104：通話料無料） 〔受付時間：平日9:00～18:00（土・日・休日、12/31～1/3を除く）〕 なお、お近くの株式会社ゆうちょ銀行の営業所または投資信託のお取り扱いをする日本郵便株式会社の郵便局にご連絡いただくこともできます。

※ この補完書面は、投資信託説明書（交付目論見書）の一部を構成するものではなく、この補完書面の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）の記載情報ではありません。

※ この補完書面の情報の作成主体は、株式会社ゆうちょ銀行であり、作成責任は株式会社ゆうちょ銀行にあります。